

旅行業務取扱料金表（国内旅行）地域限定

（旅行業法 第 12 条の 4 による取引条件説明書面）

この度は、当社をご利用いただき誠に有難うございます。

当社ではお客様の旅行取扱に際し、次の旅行業務取扱料金を申し受けます。

1. 旅行取扱料金（手配旅行契約）

(1) 取扱い料金

ご旅行の予約手配、クーポン書類の発行、確認発券（お客様がご自身でされたご予約を当社の責任において確認し、クーポン書類を発行すること）に対しましては、次の金額を申し受けます。

(1) 取扱料金	ア、宿泊機関と、運輸機関・航空券等の複合の場合	旅行費用合計の 20%以内 ※宿泊機関等 1 件 1 手配につき550円、運送機関等 1 件 1 手配につき1,100円、観光券等 1 件 1 手配につき1,100円、航空券予約・発券 1 名様 1 区間につき1,100円の合算額を下限とします。
	イ、宿泊機関を単独で手配する場合	宿泊機関等 1 件 1 手配につき費用の20%以内（下限550円）
	ウ、運送機関等を単一に手配する場合	運送機関等 1 件 1 手配につき費用の20%以内（下限1,100円） ※費用が5,500円未満の場合は、取扱料金1,100円申し受けます。
	エ、航空券を単一に手配する場合	1 名様 1 区間につき航空運賃の20%以内（下限1,100円）、航空運賃が5,500円未満の場合は、取扱料金は1,100円を申し受けます。

(2) 取消・変更に係る取扱料金

お客様のご都合により変更または取消のお申出があったときは、前項（1）及び次の金額を申し受けます。

(2) 変更手数料		当該変更・取消された宿泊機関・運送機関・観光券・航空券等に係る旅行費用の20%以内 ※宿泊機関等 1 件 1 手配につき550円、運送機関等 1 件 1 手配につき1,100円、観光券等 1 件 1 手配につき1,100円、航空券 1 人 1 区間につき1,100円の合算額を下限とします。
(3) 取消手数料		

2. 旅行相談料金（手配相談契約）

(1) 相談料金	ア、お客様の旅行計画作成のための相談	基本料金 30 分 2,200 円 （以降 30 分ごとに 2,200 円）
	イ、旅行日程表の作成	日程表 1 件につき 3,300 円
	ウ、旅行代金見積書の作成	見積書 1 件につき 3,300 円
	エ、添乗サービス料金	添乗員 1 名 1 日につき 44,000 円
	オ、お客様の依頼により緊急に現地手配・取消・変更等のために通信連絡を行った場合	1 件につき 550 円

3. 補足事項

- 上記金額には消費税が含まれています。
- 「旅行費用」とは運賃・宿泊その他の名目で、運送・宿泊機関等に対して支払う費用です。
- 上記料金には、電話料、通信費、送料等実費は含まれていません。実費を申し受ける場合があります。
- 上記 1 (1) 旅行契約成立後、お客様の申し出により、旅行を中止される場合でも、取扱い料金を収受します。
- 上記 1 (1) 「手配」とは、予約を含まない発券のみも含まれます。
- 上記 1 (1) 同一施設に連泊の場合は 1 件 1 手配として扱います。
- 上記 1 (1) 同一運送機関の同時手配は、片道/往復・区分・人数等に関わらず、1 件 1 手配として扱います。
- 上記 1 (2) (3) 手配着手後の変更・取消より申し受けます。変更の場合は変更の都度、申し受けます。
- 上記 1 (2) (3) 上記 1 (1) 取扱い料金は、別途収受します。
- 上記 (2) (3) 宿泊、運送機関等に対し、取消料・宿泊料・違約金その他の名目ですでに支払い又は、これから支払う費用は別途申し受けます
- 上記 2 (1) 添乗員の交通費・宿泊日、その他乗務員が同行するために必要な経費を別途申し受けます。